

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度 第 2 回飯塚市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和 7 年 2 月 14 日(金)14:00～15:00
開催場所	飯塚市役所 4 階 入札室
出席委員	上野委員、谷委員、多田委員、瓜生委員、柴田委員、 鳥尾委員、日高委員、古相委員、岡田委員、藏本委員
欠席委員	澁田委員、高岡委員
会議概要	1 開会 2 議題 (1) 介護予防支援業務委託の契約締結について（市内） (2) 介護予防支援業務委託の契約締結について（市外） (3) 令和 7 年度 地域包括支援センター運営方針（案）について 3 その他 4 閉会
会議資料	資料 1 飯塚市指定介護予防支援業務委託事業者名簿（飯塚市内） 資料 2 飯塚市指定介護予防支援業務委託事業者名簿（飯塚市外） 資料 3 令和 7 年度飯塚市地域包括支援センター運営方針（案） 資料 3-1, 3-2 重層的支援体制整備事業 資料 3-3 認知症地域支援推進員（厚生労働省 HP より）
公開・非公開 の別	① 公開 2 一部公開 3 非公開 （傍聴者 0 人）
その他（非公開理由等）	
会議内容	議題 1 介護予防支援業務委託の契約締結について（市内） 議題 2 介護予防支援業務委託の契約締結について（市外） 介護予防支援業務委託の契約締結について説明（資料 1・2） 【承認】 A 委員：資料 1 の中で法人住所と事業所住所が違うところがあるが、一般的にはほとんど が同一地番になっているが、違うところは何か理由があるのか？

	事務局：法人の所在地が北九州であって、営業所が飯塚市にあるということで住所が違っている部分があります。 A 委員：できるだけ地元事業所、法人も含めて優先的に使ってほしい。そうすることによって自治会加入率も上がるのではないだろうか。できるなら本社イコール支店で、市内のところを基本的には優先してほしい。 事務局：各包括支援センターについては、要支援の高齢者の方に対する介護予防事業のケアプラン作成を行っているが、それぞれの案件について市内の事業者でも案件を抱えている数であったり人員の配置等で、受けられるところと受けられない事業所とが分かれているような状態である。できる限り包括支援センターの職員の方々も地場ですぐに状況等を確認できる事業所を選定しながら対応いただいているが、本社が市外のところにあるような事業所が入っているのも、そのような状況を加味しながらの対応となっている点をご容赦願いたい。 議題 3 令和 7 年度 地域包括支援センター運営方針（案）について 令和 7 年度地域包括支援センター運営方針について説明（資料 3） 【承認】 B 委員：重層的支援体制整備事業について、窓口は一括されているのか。相談内容によっては、別の部署に行くよう指示をされるのか。一つ一つたらい回しにされるという現状がある。足をそれぞれに運ばなくても、ひとつのところで解決するというのが、この事業に関しては一番大事であると考えます。 事務局：この相談はここに行ってください、ということではなく、皆さんが違う相談内容であったとしても、丸ごと一括で受け止めるという体制を作っている。受け付けた内容を一つの団体が把握し、それぞれ各支援関係機関が一堂に会して会議を行いそこで支援方針を立てていく・支援を実行していく、そのような仕組みになっているため、対象（相談者）の方が各団体に動き回ることないように努めている。 C 委員：地域ごとに、エリアの広さ等にばらつきがある。地域によっては 1 件の相談に 1 時間かかることもあり、負担が大きい。人口や世帯数で整理し、負担を考慮して頂きたい。 事務局：地区の面積の広さの差によって、地域包括支援センターさんに足をお運びいただくことの難しさというような地域性があることは市も把握しており、その時代に合った配置等を考えさせていただきたい。 D 委員：認知症カフェ等、認知症の教育等については大人だけでなく子供への普及の大切さも注目してほしい。 事務局：小・中学校に対して認知症サポーター養成講座を授業で取り入れ、理解していただく形
--	--

	で普及啓発などを進めていく必要があるかと思っている。そのような形で認知症教育を実施していくよう考えている。 E 委員：民生委員への高齢者の情報提供について、個人情報の関係で緊急時にも地域包括支援センターからは情報を教えていただけない。どのように指導をしているのか。 事務局：当市が保持している情報や地域包括支援センターが保持している情報というのが本人の同意に基づいて取得している情報となっており、それを地域の民生委員や医療機関の方々にお渡しするということは、目的外利用に当たり、大変難しい。情報を民生委員の皆様方に直接お渡しすることができなくても、ご相談をいただいて、当市でご本人様の安否確認やご家族様への情報提供等をするという形で、問題の解消をさせていただければと考えている。 E 委員：そうなってくることにより非常に時間がかかる。個人情報云々で民生委員が仕事ができない。 事務局：例えばお一人暮らしの方が施設等に入られた場合、その地区の民生委員の方に本人の同意を取り、教えるという方法も今検討しております。 その他 令和7年度第1回協議会の開催について 日時：令和7年5月16日（金）14時から
--	---